

## JR 東海が、トンネル残土置場で違法？の植物採取

希少植物の移植という環境保全対策は不確実性があることから、また種の多様性の観点から、極力避けるべきだといわれます。JR 東海は4月21日にトンネル残土置場予定地の本山生産森林組合の山林の谷(水源涵養保安林)で希少植物を移植のために採取しまし

た。JR 東海は保安林指定解除の申請もしておらず残土が置けると確定した段階ではありませんでした。JR 東海は、保安林内で相談なく作業をしたということで県の林務課から指導を受けました。今回の JR 東海の作業は明らかに「不当」なものですが「違法」ではないという非常におかしなことがまかり通っているようです。

### JR 東海の見解としては：

(1) 4月21日の作業はもともと行政機関と協議の必要のないもの

(2) 作業自体も2月に県に提出した「環境の調査及びに影響検討の結果について」に記載しており、その後県からの助言を含めて実施した

(3) 作業自体は法令上は問題ないことではあるけれど、県林務課のほうからは保安林内で作業をする場合は軽微なものでも事前に相談をしてほしいということを言われた

4月21日時点では、JR 東海は残土の埋め立てを開始するために必要な手続きである保安林指定解除の申請をしていませんでした。また、地権者である本山生産森林組合は昭和48年(1973年)以降、組合員名簿の更新もなく、組合員の総会も開催したことがないという

実態があり、残土受け入れ承認を決定した3月3日の総代会については県の林務部から無効であり、改めて組合員全員による総会を開くように指導を受けている状況です。つまり残土を置くかどうかは未知数です。

南信州地域振興局(飯田合庁)の林務課の治山第1係によると、保安林内で行おうとするいろいろな作業については、この作業は許可がいるとかいらんとかの決まりがあって、作業をしようとするときは事前に作業の内容を具体的に林務部に説明して、許可がいるものかいらんものなのか相談をして確認を受けることになっているそうです。4月21日のことについては、相談はなく JR 東海の勝手な判断でやったことなので、相談をするように指導したということで、事後に JR 東海は説明に来たとのことでした。

環境部環境政策課によると、環境部としては、移植については保安林指定の解除申請が行われる前まではできないよという話は、事後ではあるけれど、したということです。なお、同課によれば、林務課も保安林指定解除の申請が出されて計画地が確定されてからでなければ、希少種の現在の位置や移植先の位置が明確にならないので、移植作業はダメだという指導はしたようです。つまり、長野県としては林務部、環境部も事後ではあるけれど JR 東海に指導をしたというわけです。

環境影響評価法の第1条と第3条は、「土地の形状の変更、工作物の新

設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要である」から「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされること」を要求し「国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して」「事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。」と述べています。

環境部自然保護課に、評価書などで種類を公表しないことについて法律の条文にあるのかと聞くと、条文にはないが、環境保全への「配慮」からそうしているのことでした。では、工事が確実にできる段階になる前は移植のために植物を採取しないということも「配慮」のはずです。

JR 東海が環境影響評価法の目的をきちんと受け止めておれば今回のような拙速はしなかったはずです。JR 東海の環境保全に対する基本姿勢が問われるところです。

県知事は JR 東海の環境調査について

「飯田リニア通信」の

<http://www.nolineariida.sakura.ne.jp/2017-0502-isyoku.html>

<http://www.nolineariida.sakura.ne.jp/2017-0516-isyoku2.html>

「東濃リニア通信」の

<http://blog.goo.ne.jp/ookute3435/e/abf7ee8b544b541f984078867e2c4f64>

もご参考に。

助言をだしています。本来ならそこで、確実に候補地が使えることが確定するまでは移植はしないようにとっておくべきだったといえます。なにせ相手が JR 東海なのですから。また地権者の森林組合の運営の実態についての情報は林務課は当時もっていたと思われ、県の JR 東海に対する措置として「指導」だけで十分だったといえるのか疑問です。なんらかのペナルティを課すべきでなかったのか。

**県は、移植を開始して良い時期として保安林指定解除の申請を出した時点としているのですが、常識的に考えれば、なぜ解除が決まった時点以降でないのか？ 植物の移植には適期がありません。適期を逃せば、移植の機会は1年延びることになります。リニア工事の推進にとっては痛い話です。そのような点について長野県が JR 東海に「配慮」があるとすれば大問題です。**

たまたま、わたしたちが目撃したのでわかったのですが、なかなか住民の目の届きにくい場所ですから、あの谷で、残土の埋め方についても計画どおりきちんとやるか心配です。まして、残土の投棄がはじまれば、現場へ近づくことは難しくなります。